

平成28年度 周南市監査計画

平成28年3月25日決定

周南市監査基準（平成16年10月制定）に定める監査計画については、次のとおりとする。

1 監査の基本方針

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）に基づき、市長、議会、他の行政委員会から独立して設置された第三者機関として、周南市監査基準の「基本方針」に示すとおり、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとされている。

本市では、平成27年3月に策定した「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」に掲げる将来の都市像「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」の実現に向けて、「“共に。” 未来へ贈りたい周南（まち）をつくる。」をテーマに持続可能なまちづくりを進めているところである。

このような「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」への転換期に当たり、監査委員として、監査機能の持つ横断的・統一的な視点を十分に発揮し、本市の事務事業の実施に当たっての共通的・標準的な仕組み・方法となる「周南市スタンダード」の確立のための助言を行う。

監査等に当たっては、公正不偏の立場から、本市の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」、「行政事務等の執行」が法令等に基づき適正に処理されているかを主眼としつつ、本市が進める様々な施策が「最少の経費で最大の効果を挙げているか」及び「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」にも意を用い、経済性、効率性、有効性の視点も踏まえ、監査計画実施要領を策定のうえ、効率的・効果的な監査等を実施する。

2 監査等の実施

監査計画実施要領を立案し、この要領に基づき計画的に実施するが、上半期の状況等を考慮し、下半期の計画を見直す。

3 監査等の種類及び実施方針

次の監査、検査、審査を実施する。

【監査】

(1) 定期監査（法第199条第4項の規定による監査）

- ア 監査結果の早期報告・公表を旨とする。
- イ 監査実施月は4月、5月及び9月から3月までとする。
- ウ 部局単位での実施とする。
- エ 都市監査基準準則「別項監査等の着眼点」の次の点を基本項目とし、実施する。
- ・第1 財務事務監査の着眼点
 - ・第2 経営に係る事業管理監査の着眼点 3 人事管理 (8)職員の服務関係
 - ・第5 財政援助団体等監査の着眼点
- 4 公の施設の指定管理者監査 (1)所管部局関係
- オ 監査結果を一過性のものとしないために、次のことを実施する。
- ・監査を実施した部局に対して、監査結果の講評の際に指摘した事項のうち、その検討結果が改善予定（検討する。次回から実施する。今後体制を整える。規則等を改正予定など）とされたものは、その後の経過についての報告を求める。
- カ 監査結果を全庁に水平展開するために、次のことを実施する。
- ・監査を実施した部局から報告のあった措置状況については、関係する事務を内部調整する部門（施設マネジメント課、行政管理課、人事課、財政課、収納課、契約監理課、会計課）へ報告し、対応策の検討を求め、全庁的な指導・管理・改革・改善に結びつける。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

行政監査は任意監査であり、定期監査において、行政監査の視点も取り入れ実施する。また、本年度は、単独でも実施する。

(3) 隨時監査（法第199条第5項の規定による監査）

前年度実施の定期監査において改善確認が必要な場合に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

出資法人のうち監査対象団体より2団体を選定し、財政援助団体等監査を実施する。

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第27条の2第1項の規定による監査）

指定金融機関等の監査は、会計管理者が行う検査結果の報告を求めるにとどめる。（地方自治法施行令第168条の4第3項）

(6) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

監査の請求があった場合は、その都度対応するものとする。

(7) その他請求等に基づく監査（法第75条、法第98条第2項、法第125条、法第199条第6項、法第243条の2第3項又は公企法第34条の規定による監査）

監査の請求、要求があった場合は、その都度対応するものとする。

【検査】

(1) 例月出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査)

毎月 25 日頃、前月末の現金・預金について検査を実施する。

毎月中旬に、公営企業会計を中心とした前月分の支出証憑書類の検査を実施する。

年1回（9月下旬）全庁を対象とした保管金等実査を実施する。

なお、競艇事業局については、年2回（9・3月）保管金等実査を実施する。

【審査】

(1) 決算審査 (法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項の規定による審査) 及び基金の運用状況審査 (法第 241 条第 5 項の規定による審査)

決算審査意見書の市長への提出は、公営企業会計については8月20日頃、一般会計・特別会計については9月10日頃を厳守する。

なお、決算審査等を考慮した事前現地実査を5月に実施する。

(2) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査)

決算審査後に行い、意見書は決算審査意見書と同時に市長へ提出する。

4 監査等の手続、結果報告及び報告等の公表

監査等の事前手続、実施手続、実施後の報告、審査結果に基づく意見書の提出、報告等の公表は、周南市監査基準に定めるところにより行う。

情報公開を積極的に進める観点から、監査結果等の情報を本市ホームページに掲載し、逐次更新する。

5 職員向け周知の徹底等

(1) 事務局職員の研修

事務局職員の監査能力の向上を図るため、定期的に研修を実施する。

(2) 職員への周知

監査結果などから職員が誤りやすい事務処理などを類別・体系化し、庁内グループウェアの掲示板を活用して、その周知の徹底により未然防止につなげる。

6 一部事務組合の監査等（参考）

周南地区福祉施設組合に係る定期監査、例月出納検査、決算審査等を行う。

7 平成28年度監査等執行計画（概要）

区分\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期監査		↔					↔					→
行政監査				↔			↔					
財政援助団体等に対する監査								↔				
例月出納検査			↔	每月 25 日頃実施								→
決算審査等 (公営企業会計)			↔		★ 意見書提出							
決算審査等 (一般会計・特別会計)				↔	★ 意見書提出							
健全化判断比率等審査					↔ ★ 意見書提出							
周南地区福祉施設組合			↔	例月出納検査・毎月 25 日頃				↔ 定期監査				→
							↔	決算審査等				

8 平成28年度定期監査の対象部局

区分	実施月	対象部局	(参考) 前回
第1回	平成28年4月	会計課、議会事務局、公平委員会事務局及び農業委員会事務局	平成25年4月
		中心市街地整備部	平成24年5月
		政策推進部（施設マネジメント課等）	平成25年5月 平成25年10月
第2回	平成28年9月	福祉医療部（地域医療課を除く。）	平成25年1月
		選挙管理委員会事務局	平成25年4月
第3回	平成28年11月	こども健康部（健康づくり推進課を除く。）	平成25年1月
第4回	平成28年12月	環境生活部（保険年金課を除く。）	平成26年1月
第5回	平成29年2月	教育部	平成25年11月

- (注) • 実施月は、監査を開始する月を示す。
• 監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

9 平成28年度行政監査のテーマ

区分	実施月	監査のテーマ	(参考) 前回
第1回	平成28年6月	公金以外の現金等の取扱いについて	—

- (注) • 実施月は、監査を開始する月を示す。
• 監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

10 平成28年度財政援助団体等監査の対象団体

区分	実施月	対象団体	(参考) 前回
第1回	平成28年10月	公益財団法人周南市医療公社	平成20年1月
第2回	平成28年12月	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	平成20年11月

- (注) • 実施月は、監査を開始する月を示す。
• 監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。